

住宅用火災警報器を 設置しましょう！

平成21年中の建物火災は2万8,350件で、そのうち住宅火災が9割を占めています。住宅火災による死者は1,025人で、6割以上が逃げ遅れによるものです。更に死者の6割が65歳以上の高齢者であり、発生時間は就寝時間に集中しています。



設置イメージ図

今後、高齢化の進展とともに、さらに死者数の増加が懸念されます。その対策として消防法が改正され、各家庭に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。設置には一定の猶予期間が設けられており、黒潮町における期限は次のとおりです。

- 既存住宅
平成23年6月1日
- 新築住宅（既に義務化）
平成18年6月1日

住宅用火災警報器は『設置イメージ図』のように、部屋の天井、もしくは、壁面に設置してください。寝室には設置が義務化されています。（1階以外に寝室がある場合は、その階の階段上に設置してください。）義務ではありませんが、台所などへの設置もお奨めします。

悪質販売に注意してください！

消火器の悪質販売が多発しているように、これからは住宅用火災警報器の悪質販売が増えることが予想されます。次のことに気をつけてください。

- ◆「消防署」から来ましたという言葉にはご用心ください。消防署や役場は一般のご家庭に住宅用火災警報器を販売することは絶対にありません。異常に高い値段のものを売りつけられないようご注意ください。
- ◆住宅用火災警報器は、クーリング・オフ対象商品です。おかしいな、と思ったら地域の消費生活センターなどに相談してください。

ンターなどにご相談ください。
 (高知県消費生活センター)
 ☎088-824-0999

耐震診断を受けましょう

木造住宅耐震診断士 派遣事業のご案内

お住まいの住宅が地震に対してどの程度の強さがあるか診断し、今後の耐震化につなげていただくための事業です。

- ◆対象となる住宅
1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅で、階数が3階以下のもの

- 在来軸組木造構法・伝統構法で建てられたもの
- 賃貸住宅は、耐震診断について借主の同意を得ているもの
- ※プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法(ログハウス)などの住宅は対象外です。
- ◆個人負担金
3,000円
- ◆その他注意事項
●診断には立会いが必要です。(2~3時間程度)
- 町が行う耐震改修に対する補助制度を受ける場合

には、町の実施する耐震診断を受けておく必要があります。
 ◆受付
6月から(先着10件)

耐震診断を受けた後は?

耐震改修設計費補助事業・耐震改修工事費補助事業のご案内

耐震診断の結果、補助対象要件を満たした場合、耐震改修の設計を行うための費用や耐震改修工事費用の一部を補助するため、補助金を交付する事業を実施します。

- ◆補助対象要件
●耐震診断の結果、評点が1.0未満であること
- ◆補助対象額(上限)
●耐震改修設計の場合は対象経費の3分の2で20万円が限度となっています。
- 耐震改修工事の場合は60万円が限度となっています。
- ◆両方の補助金を受けると80万円(上限)となります。ぜひ、ご活用ください。
- ◆受付
6月から(先着3件)